

～全国健康保険協会（協会けんぽ）加入事業所の事業主様へ～

付加健診プラスで、より充実した健康管理を進めましょう

協会けんぽにご加入中の35歳以上の被保険者の皆さまは、労働安全衛生法上の定期健康診断よりも充実した検査項目の健診（生活習慣病予防健診）をより安価で受けることができます。

令和6年度からは、人間ドック並みの健診（付加健診プラス）が40歳～70歳の5歳刻みの節目年齢でお安く受けることができるようになります。

今後は、労働安全衛生法上の定期健康診断に変えて、より充実した検査項目で安価に利用できる「生活習慣病予防健診」をご活用ください。

■各事業所様で利用されている健診について比較してみましょう。
一言に、「健診」といっても、次の表のような違いがあります。

令和6年度からは、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方にご利用いただけます。

内容	健診種類 定期健康診断 (事業者健診) (常時使用されている労働者)	生活習慣病予防健診		一般的な 人間ドック (任意)
		一般健診 (35歳以上の被保険者)	プラス 付加健診 (40歳、50歳)	
労働安全衛生法上の定期健診項目 (事業者健診)	○	○	-	○
大腸がん検診	×	○	-	○
胃がん検診	×	○	-	○
腹部超音波検査	×	×	○	○
眼底検査	×	×	○	○
肺機能検査	×	×	○	○
詳細な血液検査 (I) (血小板数、血液像、総ビリルビン、LDHなど)	×	×	○	○ (健診機関によって異なります)
詳細な血液検査 (II) (CRPなどの免疫検査、血小板凝集能・Hb A1c・ コリンエステラーゼ・MCVなど貧血検査)	×	×	×	○ (健診機関によって異なります)
自己負担額	約8,000円～10,000円程度	最高 5,282円	最高 2,689円	約30,000～50,000円程度
備考		※協会けんぽの補助があります。 (補助がない場合の費用) 一般健診+付加健診=約29,000円		※一般的な検査項目及び費用。 ※健診機関によって検査項目や金額は異なります。

事業主・事業所ご担当者様へ

従業員の健康は会社の財産です。健診制度の拡充を機に、制度を有効活用して従業員の皆様の健康管理をさらに充実させてみてはいかがでしょうか？
健診時の有給休暇制度の導入など、福利厚生を拡充してもいいかもしれませんね！

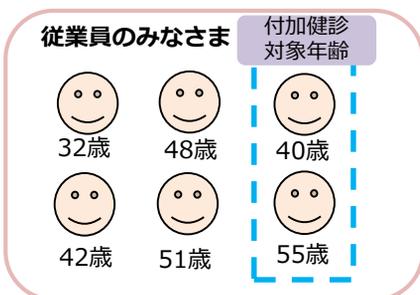
【協会けんぽがご提案する健診】

①40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の方
生活習慣病予防健診（一般健診）と付加健診を受診。
※人間ドック相当の健診になり、費用は約8,000円程度で大変お得です。（定期健康診断費用と同程度の負担）

②35歳以上で①以外の方
生活習慣病予防健診（一般健診）
※定期健康診断よりも充実した検査項目で、費用は約5,200円程度となり大変お得です。
(定期健康診断の検査項目を含む)

③34歳以下の方
今までどおり**定期健康診断**を実施してください。
※協会けんぽでご利用いただける健診がございません

例えば令和6年度から



※お手続き方法は裏面をご覧ください。



健診受診の流れ

1 年度初めに、健診の案内が届きますので、従業員の皆様に健診の受診について周知してください。

- 35歳以上の被保険者がお安く利用できる健診（生活習慣病予防健診）です。
- 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の被保険者は人間ドック並みの健診（付加健診プラス）をご利用ください。（令和5年度までは、40歳と50歳のみ）

2 受診を希望する健診実施機関に予約をしてください。

- 協会けんぽへの申込み手続きは不要です。
- 全国約3,500機関の健診実施機関で受診することができます。
- 健診実施機関は協会けんぽのホームページから検索することもできます。
- 予約はご担当者を取りまとめても、個人で直接予約されてもかまいません。



健診実施機関一覧

3 健診を受診する。

- 受診当日は保険証及び検査容器などを忘れないようお持ちください。
- 健診当日に特定保健指導の案内があった際は、積極的に利用いただくよう従業員の方にお声かけをお願いします。
- 健診費用の支払方法については、健診実施機関とご相談ください。（従業員様分をまとめて事業主様へ請求する方法など）

○労働安全衛生法上の定期健康診断で健診を実施している事業所様へ

経費削減と、従業員の皆様の健康管理の充実のために、生活習慣病予防健診を活用してみませんか？

生活習慣病予防健診を活用すると・・・

事業主様負担の健診経費を削減！

検査項目が多く、従業員の皆さまの健康管理も充実！

生活習慣病を早期発見・早期治療することで、従業員の皆様の健康増進！

■生活習慣病予防健診に切り替える場合の手続きの流れ

(1) 現在利用中の健診実施機関が生活習慣病予防健診の実施機関であるかを確認してください。

(2) ①現在利用中の健診実施機関が生活習慣病予防健診実施機関である場合
→ 次回の健診予約時に、「生活習慣病予防健診」の予約をしてください。

②現在利用中の健診実施機関が生活習慣病予防健診実施機関ではない場合
→ 次回の健診予約時に、お近くの生活習慣病予防健診実施機関を確認し、予約をしてください。

(3) 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の節目年齢の方
(令和5年度までは、40歳と50歳のみ)

→ 健診予約時に、付加健診の希望を伝え、「一般健診」+「付加健診」の予約をしてください。

※35歳未満の方については、切り替えができません。

※予約は、ご担当者様を取りまとめても、個人で直接予約されてもかまいません。

※健診費用の支払い方法等については、予約時に健診実施機関に相談してください。

(従業員様分を取りまとめて、事業主様へご請求していただく方法など)

切り替え方法等、お困りのことはお気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会山口支部 保健グループ

電話：083-974-1501